

令和 7 年 度  
脱炭素化技術研究開発支援事業補助金  
公 募 要 領

【募集期間】令和 7 年 6 月 9 日（月）～令和 7 年 7 月 7 日（月）午後 5 時まで（必着）

【問合せ先】宮崎県 商工観光労働部 企業振興課 技術支援担当  
（担当）河野、前田

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1（宮崎県庁 8 号館 4 階）

TEL : 0985-26-7114 / FAX : 0985-26-7322

E-mail : kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp

令和 7 年 6 月  
宮崎県商工観光労働部企業振興課

## 1 事業の目的

本県における新エネルギーを活用した脱炭素関連産業の振興を図るため、県内企業等による新エネルギーの活用拡大に資する研究開発を支援することを目的としています。

## 2 対象事業

対象事業は以下のとおりです。

ただし、同様のテーマで、国・県等の支援事業に採択されたことがある（又は、採択されている）場合は、本事業に応募することができません

### (1) 事業可能性調査（F／S）

県内企業又は県内企業と大学・高等専門学校、公設試験研究機関等で構成される産学官の共同研究グループ（以下「共同研究グループ」という。）が、研究開発プロジェクトを設定するにあたり、事前に必要となる技術動向調査、市場調査又は予備的実験を中心とする調査研究。ただし、実用機（生産・製造設備）の開発などは除きます。

### (2) 研究開発（R＆D）

共同研究グループが行う分野の研究開発で早期の事業化が可能と判断されたもの。ただし、基礎的な研究は除きます。

### (3) 実用化研究

R＆D又は共同研究グループによるR＆Dに相当する研究の成果を実用化するための技術開発。ただし、製品販売用の実用機（生産・製造設備）の開発などは除きます。

## 3 対象者

### (1) 本事業の対象者は、次の要件を満たす県内企業です。

ア 県内の工場又は事業所における技術開発成果の事業化を計画する事業者であること。

イ 県税に未納がないこと。

ウ 地方税法（昭和25年法律第 226号）第 321条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

エ 構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

オ その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(2) 研究開発（R＆D）に応募する場合は、次の要件を満たす共同研究グループを構成する必要があります。

ア 大学、高等専門学校、公設試験研究機関等のうち、いずれか1つ以上の機関が参加する構成であり、当該機関が補助事業の基礎となる研究成果（知的財産権や研究発表論文等）を有すること。

イ 応募者（県内企業）が代表事業者となり、本事業の進行・管理等の責任者として補助事業の運営管理、共同研究グループ構成員間の相互調整等を行うこと。

ウ 構成員である研究者のうち、研究開発の計画、実施及び成果の管理を総括する者を研究代表者とする。

#### 4 補助事業期間及び補助金額等

- (1) 補助金の交付決定日以降に実施した事業のみが対象となります。
- (2) 採択された場合であっても、予算の都合等により提案書に記載された補助金額がそのまま認められず、補助金額が減額される場合があります。
- (3) 補助金の交付手続きは、事業の実施年度ごとに行う必要があり、原則として採択時に認められた各年度の金額の範囲で交付申請を行うことができます。
- (4) 補助金の支払いは、原則として、精算払となります。（特に必要があると認められる場合にのみ、概算払が可能です。）

| 対象事業             | 補助事業期間               | 補助限度額 | 補助率     |
|------------------|----------------------|-------|---------|
| 事業可能性調査<br>(F／S) | 当初の交付決定日<br>から12か月以内 | 200万円 | 10／10以内 |
| 研究開発<br>(R＆D)    | 当初の交付決定日<br>から24か月以内 | 700万円 |         |
| 実用化研究            | 当初の交付決定日<br>から24か月以内 | 700万円 | 2／3以内   |

#### 5 補助対象経費

補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるものであり、また、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できるものになります。

##### (1) 物品費

###### ア 設備備品費

本事業の実施に必要な機械装置、工具器具の購入、製作、改良又はその据付、修繕等に要する経費

(ア) 設備備品費に該当する機械装置、工具器具の購入は、耐用年数1年以上かつ取得価格が10万円以上のものとします。ただし、消耗品等を組み合わせて

自ら製作する場合で、耐用年数が1年以上かつ取得価格の合計が10万円以上となる場合も、設備備品費として計上するものとします。

- (イ) 汎用性の高い機械装置及び工具器具（パソコン、デジタルカメラ等）は補助対象外とします。
- (ウ) 機械装置、工具器具の加工等の外注に要する経費は、設備備品費に計上するものとします。
- (エ) ソフトウェア（ライセンス契約に要する費用を含む。）については、機器・設備類に組み込まれ、又は付属し、一体として機能するものは設備備品費として計上するものとします。

#### イ 消耗品費

本事業の実施に必要な原材料、部品、消耗品等の購入に要する経費

消耗品費に該当する物品の購入は、耐用年数1年未満又は取得価格が10万円未満のものとしします。ただし、耐用年数1年未満とは、使用によりその効力を失うものを含むものとします。

#### (2) 謝金

アドバイザーや外部の有識者による技術指導に対する謝金に要する経費

#### (3) 旅費

#### (4) その他

##### ア 外注費

原材料等の再加工、設計、分析、試験、調査等を外部（外注先の機器を使って自ら行う場合を含む。）で行う場合に外注先への支払に要する経費

##### イ 光熱水費

##### ウ 通信運搬費

##### エ その他（諸経費）

(ア) マーケティング調査費

(イ) 賃貸借費及び使用料

(ウ) その他特に必要と認める経費

#### (5) 研究連携費

共同研究グループ内の大学等研究機関、代表事業者以外の企業との連携に要する経費

共同研究グループの各構成機関に支払う費用で、対象となる経費は、上記物品費、謝金、旅費、その他の経費のほか、代表事業者と各研究機関との間締結される共同研究契約の経費において、直接経費の10%まで間接経費（一般管理費）として認めるものとします。

#### (6) 留意事項

次に掲げる経費については、補助対象外となります。

##### ア 消費税及び地方消費税

##### イ 振込手数料

##### ウ 購入品の送料

##### エ 補助金の交付決定日より前に発注、購入、契約、または事業期間終了

後に納品、検収等を実施したもの  
オ 生産を目的とした機械装置備品の導入（研究開発と併用する場合も含む。）に要する費用等の営利活動に関する経費  
カ 他の研究開発にかかる経費

## 6 応募手続

### (1) 募集期間

令和7年6月9日（月）～令和7年7月7日（月）午後5時まで（必着）

### (2) 必要書類

応募される方は、次の書類を持参または郵送により下記提出先まで提出してください。

提出された書類は、本事業にのみ使用します。不採択となった応募者で希望がある場合は、提出書類を返却します。

#### ア 事業提案書

用紙の規格はA4サイズとし、パソコン等を使用して作成してください。

様式は、宮崎県のホームページからダウンロードできます。

#### イ 共同研究に係る確認書（該当する場合のみ）

#### ウ 会社パンフレット

#### エ 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票の写し及び個人事業の開業・廃業等届出書控えの写し）

#### オ 直近2期分の決算関係書類

### (4) 提出部数

ア 事業提案書：1部（別途、電子メールにて電子データを提出すること。）

イ 共同研究に係る確認書：（連携する機関ごとに）1部

ウ 会社パンフレット：1部

エ 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票の写し及び個人事業の開業・廃業等届出書控えの写し）：1部

オ 直近2期分の決算関係書類：各1部

### (5) 提出先（問合せ先）

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県庁8号館4階  
宮崎県 商工観光労働部 企業振興課 技術支援担当（担当 河野、前田）

電話番号：0985-26-7114（直通）

FAX：0985-26-7322

E-mail：kigyoshinko@pref.miyazaki.lg.jp

## 7 事業の採択

(1) 支援の対象となる事業については、有識者等から構成される審査会において、応募者からのヒアリング審査を行う予定です。

なお、審査会は、7月下旬～8月上旬を予定しています。

## (2) 審査基準

### ア 事業可能性調査（F／S）

- (ア) 本事業を必要とする社会的背景があり、ニーズが見込まれること。
- (イ) 技術シーズを活用した技術的な開発要素があること。
- (ウ) 目的や課題が明確で、具体性や新規性があること。
- (エ) 調査研究の内容と方法が妥当であること。
- (オ) 本事業を実施する体制が整備されていること。
- (カ) 本事業終了後の研究開発及び事業化に向けた計画が具体的であり、実施体制が整備されていること。

### イ 研究開発（R＆D）

- (ア) 研究開発の内容について、次の要件を満たすこと。
  - a 開発成果の新規性が高い、又は、競合・類似するものと比較して優れていること。
  - b 活用する技術シーズが目的を達成するために十分なものであること。
  - c 目的を達成するための課題等について、十分な検討がなされており、実現可能であること。
  - d 本事業を実施する体制が整備されていること。
- (イ) 事業可能性について、次の条件を満たすこと。
  - a 本事業を必要とする社会的背景があり、ニーズが見込まれること。
  - b 事業化可能性について、市場調査等により十分な検討がなされ、かつ、生産能力も十分にあること。
- (ウ) 本県の産業振興に寄与するものであること。

### ウ 実用化研究

- (ア) 実用化研究の内容について、次の要件を満たすこと。
  - a 開発成果の新規性が高い、又は、競合・類似するものと比較して優れていること。
  - b 目的を達成するための課題等について、十分な検討がなされており、実現可能であること。
  - c 本事業を実施する体制が整備されていること。
- (イ) 事業可能性について、次の条件を満たすこと。
  - a 本事業を必要とする社会的背景があり、ニーズが見込まれること。
  - b 事業化可能性について、市場調査等により十分な検討がなされ、かつ、生産能力も十分にあること。
  - c 開発製品の販路や取引先など、事業化に向けた具体的な検討がなされ、実施体制が整備されていること。
  - d 開発製品分野が有望であり、開発製品の売上見込みが、開発コストに見合ったものであること。
- (ウ) 本県の産業振興に寄与するものであること。

## (3) 優遇措置

次のいずれかに該当する場合、審査において優遇措置があります。

ア パートナシップ構築宣言を宣言し、公表している企業が取り組む事業であること。

イ 産学官による共同研究グループを構成していること。

(4) 採否の決定等

上記審査会の審査結果を踏まえて、企業振興課が採否を決定します。

なお、採否の通知は、書面によりお知らせするとともに、採択企業名及び採択事業のテーマ名については、宮崎県のホームページにて公表します。

## 8 事業の実施

(1) 交付申請書の提出

採択決定通知にもとづき、速やかに交付申請書を提出していただきます。

(2) 進捗状況の報告

事業の実施中、事業の進捗状況にかかる報告書を提出していただきます。

## 9 事業完了後の報告・検査等

(1) 実績報告書の提出

事業の実施年度ごとに、事業完了日から30日を経過した日又はその翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書を提出していただきます。

(2) 検査

事業の完了後、補助金額の適切な確定に当たり、完了検査を実施します。原則として、取得した物品等や帳簿類の確認ができない場合又は補助事業の計画が履行されない場合、その経費は補助対象外となります。

(3) 事業化状況等報告書の提出

事業完了後の翌年度から5年間、毎年度の終了後30日以内に研究開発の成果に係る過去1年間の事業化状況等について、報告書を提出していただきます。

(4) 取得財産等の管理及び使用状況報告書の提出

ア 補助事業により取得又は製作した機械装置等の財産（以下「取得財産等」という。）については、事業完了後も、善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。

イ 取得価格又は効用の増加価格が単価10万円以上の取得財産等については、管理台帳を作成し、管理しなければなりません。

(5) 産業財産権等に関する届出

事業完了後の翌年度から5年以内に、事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は著作権等）を出願若しくは取得し、又はそれらを譲渡若しくは実施権を設定した場合は、当該年度の終了後30日以内に届出書を提出していただきます。

## 10 成果の取扱い・普及

(1) 成果の帰属

本事業により取得した知的財産権が発生した場合、その権利は事業者に帰属し

ます。

(2) 成果普及への協力

事業の成果について、成果発表会等で発表していただくことがあります。また、県が行う普及活動への協力をお願いすることがあります。

**1 1 その他**

応募に当たっては、脱炭素化技術研究開発支援事業補助金交付要綱、脱炭素化技術研究開発支援事業実施要領（いずれも宮崎県のホームページに掲載）もご確認ください。